

廈門経済特区の運営をめぐる中央・省・市の葛藤^{※1}

下野 寿子

1. はじめに

改革開放時代の中国において最も重要な変化のひとつは、中央から地方への権限下放であった。華南沿海部から始まった権限下放は、地域経済の活性化の原動力となった。権限の下放がもたらした中央・地方関係の変化については、多くの研究者が検討を重ねてきた。その中で代表的な見解は、例えば呉国光・鄭永年（1995）の「権限の下放が中央政府の弱体化をもたらしている」という主張である。呉・鄭（1995）や三宅康之（2006）をはじめとする多くの研究は、権限委譲にともなう中央の弱体化と地方の強化は、行き過ぎれば地方保護主義につながるもの、総体的には中国の政治経済のダイナミズムを形成してきたと評価してきた。こうした議論の延長として、円滑な移行は困難であるにせよ、三宅（2006）らは連邦制の問題を論じてきた。

このような地方のダイナミズムを重視する論者に対して、広東省の分権化を検証した磯部靖（2008）は地方分権の議論が過剰な地方保護主義、すなわち地方悪玉論に結びつきやすい傾向を批判した。磯部は、権限下放によって中央が弱体化し、地方が独走するという事態には至っていないことから、中央の統治の枠組みが依然として有効であることを強調した。こうした趣旨より、磯部は「中央は地方に権限を委譲したのではなく、委任」したにすぎないと結論づけた。筆者はかつてこの議論について、対外開放の先陣を切った広東

※1 本稿は、2010年12月4日に「東アジア地域研究会」（龍谷大学深草キャンパス）において報告した内容に若干修正を加えたものである。なお、北原淳龍谷大学教授、中川涼司立命館大学教授、西口清勝立命館大学教授、平川均名古屋大学大学院教授には報告内容について貴重なご意見・ご批判を頂いた。記して感謝する。

省のダイナミズムを十分に説明できないのではないかと疑問を呈したことがある（拙稿、2009）。やはり改革開放初期の中国政治を研究してきた筆者は、拙著（2008）で広東省深圳市や沿海部の対外開放に関する政治過程を論じた際に、分権化が地方政府を対外開放に駆り立てる要因となったことを指摘し、地方政府の積極的な政策への関与が対外開放の成功に不可欠であったと論じた。この点について筆者の見解は大きく変わっていない。

ところが、廈門経済特区のような地方のダイナミズムが比較的小さい地域について検討すると、広東省や深圳経済特区とは異なる構図が浮かび上がってくる。権限下放が地方の経済発展に必ずしも大きな貢献をしていない状況が存在し、そうした地域においては、磯部の議論が一定程度有効性をもつてくるのである。この点について、トヨタ自動車の対中進出戦略を論じた莽景石・平川均（2009）は、財政連邦制の観点から中央・地方関係について興味深い議論を展開している。莽・平川（2009：17-19）は、政治的には連邦制を採用できないが財政分権によって経済面では高度な分権化が進行していること（中国式財政連邦制）、1994年の分税制導入によって地方財政収入が大きく減少したにもかかわらず地方財政支出のレベルは変わっておらず、地方政府は多大な財政負担を強いられていること、そのために外資導入をめぐる地方間競争が熾烈になっていることを指摘した。また、中央政府は地方幹部の任免や栄転を決める人事権を有しており、人事は地方の経済成長率を主たる基準とする政績で決まるなどを指摘した。彼らの議論の重点は、中国式財政連邦制の下で、外国企業が中国の条件の異なる複数地域に進出するのであれば、それぞれの地域に適合した異なる企業戦略を展開せざるを得ないという点にあった※2。この見解に立脚すれば、中国の経済特区政策もそこに反映される中央・地方関係も、地域ごとの多様性を反映することになる。

※2 「東アジア地域研究会」（2010年12月4日）における拙報告に対するコメントで、平川均教授は、中国の各地域の発展のポテンシャルの大小によって地方の自律性は異なるのではないかという説を提示した。この仮説を検証するには複数の地域間比較が必要であり、本稿の扱う範囲を超えるが、本研究を発展させていく上で重要な指針であり、今後の検討課題としたい。

このような先行研究の見解を踏まえて、本稿では、改革開放後の中国において最初の対外開放地域に指定されながらも、広東のダイナミックな経済活動とは異なる道程を歩んだ福建省と廈門市に注目する※3。人と物の対外的な交流の歴史を持つ福建省は、華僑研究を除いて新中国成立後はあまり多くは語られてこなかった。それゆえに省の対外開放についても先行研究は少ない※4。

福建省は長いリアス式海岸に恵まれているものの、平野部が少なく（省面積の10%程度）、山間部が多いという厳しい地理的条件の土地柄である。そのため長く貧困に苦しめられ、貧しさから抜け出すために出国した華僑華人の故郷となつた※5。福建は対外貿易の歴史とその舞台となつた良港を備えていたが、新中国建国後は沿岸部一帯が対台湾前線基地となつた。台湾当局※6統治下の金門島から海上約2kmの地点に、大陸と細い回廊でつながつた廈門島がある。そこに建設された廈門経済特区は、香港資本の恩恵を存分に享受できた深圳経済特区とは異なり、中央からの支援も限定的で、経済権限の拡大を積み重ねてきたにもかかわらず、今日に至るまで控え目な経済発展しか遂げてこなかつた。廈門にとっても福建省にとっても、発展の鍵は台湾との経済交流拡大にあつたが、台湾当局の「三不主義」（共産党政権とは妥協せず、接触せず、交渉せず）により、1987年まで実現しなかつた。その後は台湾資本の流入が廈門経済を活気づけたが、統一をめぐる中台当局の関係の変化は不安定要因であり続けた。改革開放時代、福建省も廈門市も常に対外開放という経済的課題と中台統一という政治的課題に直面し、翻弄され続けてきた。こうした状況の中で、廈門市は経済特区政策に関してどの程度イニシアティブを發揮できたのであろうか。

※3 深圳と廈門の初期条件の違いについては、西口清勝教授より経済学的観点からのコメントを頂いた（2010年12月4日「東アジア地域研究会」）。西口教授は、特区設置段階から後背地の面で廈門の劣勢は明らかであったと指摘し、それでも特区が置かれた理由として台湾問題をめぐる政治的要因の存在を示唆した。

※4 （表1）で活用した Judy Howell (2000) の他、初期の経済特区の視察報告などが日本でも発表されている。

※5 福建省は広東省に次いで2番目に多くの華僑華人を輩出してきた。

※6 本稿では便宜的に中華民国政府を台湾当局と表現する。

本稿では、中央・福建省・廈門市による対外開放、とりわけ経済特区政策と台商誘致政策の観点から、地方レベルの政策イニシアティブの実態と限界について検討する。以下では、最初に、本稿の議論の背景的要因として制度・構造・地域固有の政治事情を取り上げて紹介する。次に、廈門経済特区の設立と発展に中央・省・市がどのように関与してきたのかについて検証する。さらに、廈門や福建省の発展に大きな影響を及ぼしてきた台湾要因と、台商誘致政策への中央・省・市レベルの関与について考察する。最後に、経済特区政策における廈門市政府のイニシアティブとその限界について指摘する。

2. 背景的要因－制度、構造、地方政治

(1) 制度的要因

呉国光によれば、改革開放時代の地方分権は、財政、企業所有権と管理権、経済活動決定権など主に経済領域で実施してきた。また、政治権力の面では一定の人事権の下放が実現した（呉・鄭、1995：167-171）。ここでは、福建省の対外開放を検討するにあたって重要と考えられる人事権、財政権、経済活動決定権を取り上げる。人事権についていえば、毛沢東時代には中央が2級下の幹部まで任命権を持っていたが、1980年代半ばから1級下の幹部の任命権に制限された。この点について、唐亮（1997：80）は、1979～1984年は文革左派の影響力を排除するために中央が2級下まで人事権を行使し、その後は1級下の幹部任命権にとどめたと指摘している。このルールに従えば、福建省および福州市（省都）や廈門市の幹部のうち、文革時代に台頭した幹部は中央の極左グループとの関係が比較的強いと推察され、改革開放時代の人事は改革開放を推進する中央指導部の意向が反映された人事と考えられよう。省内の改革開放を立ち上げた項南は、後者にあたる。

1980年12月、中央は項南を福建省委員会書記に任命した。項南は赴任直後に病気療養中の廖志高省委第一書記の代理を務め、まもなく正式に省委第一書記に就任した。右傾日和見主義者のレッテルを貼られ、長期にわたり失

脚していた福建省出身の項南が、一足飛びに省最高幹部に昇格した背景には、胡耀邦の抜擢があったといわれている（拙稿、2010e）。胡耀邦は、項南の補佐役としてやはり福建省出身の胡平を副省長に任命し、1983年には省長に昇格させた。しかし、項南も胡平も、1980年代半ばに任務を解かれた。1986年3月の項南の辞任については、省内で発覚した杜国楨事件と晋江偽薬事件がきっかけとなった。とりわけ1983年以降、継続的に発生したといわれる晋江偽薬事件については、1985年後半に厳しく批判された※7。批判内容の大半は晋江幹部に対するものであったが、事件の放置や改革開放と経済活性化に傾倒しすぎた指導体制の問題を糾弾する報道もあった。改革開放に慎重な保守派指導者の陳雲が第一書記を務めた中央規律検査委員会が、晋江偽薬事件について2度書簡を出していたことから、項南批判と彼の辞任は中央保守派指導部の指示であった可能性が高い。

財政権については、改革開放時代の経済権限の下放（全ての地域に同様の権限下放が実施されたわけではない）により、従前よりも地方の経済力は強化された。中央が転達した「廣東省委、福建省委が対外経済活動で特殊政策と柔軟な措置を実施することについての二つの報告」（1979年50号文件）は、福建省に1984年まで毎年1億元の補助（後に1.5億元に増額され、期間終了後は5年間延長された）を保証した。経済特区が設置された廈門市は、外資誘致政策に加え、華僑華人や台湾同胞への優遇措置を打ち出したことにより、一定の経済発展を享受することができた。しかしながら、市政府にとって経済特区の建設は膨大な資金を必要とするプロジェクトであり、財政基盤の脆弱な廈門市にとっては大きな負担となった。また、特区政策と国営の中小企業を中心とする既存の産業基盤との調整も新たな課題となつた。

一方、省レベルでは、党委員会も人民政府も1979年50号文件に基づいて「特殊政策と柔軟な措置」を省沿岸部全体に適用しようと試みた。とりわけ項南・

※7 『福建日報』や『人民日報』などが紹介された『季刊中国研究』1986年第2号169-183頁を参照。

省委書記は、福建省の貧困を解決するには廈門経済特区だけでは不十分であると考え、廈門と同様のインフラ整備を省都でも実施することにこだわった。1984年に経済特区面積が拡大し、一部の自由港政策の実施が決まり、経済特区管理委員会が廈門市政府に統合された結果、市政府の特区運営における責任と開発資金の需要は増大した。1988年に廈門市は計画単列に加えられ、省一級の経済権限が付与されることになったが、省政府は廈門に一定額を上納するように求め、中央もこれを了承した※8。

経済活動決定権については、1979年50号文件を根拠に福建省が省内の改革開放を進めようとした時、農業生産請負制など中央で既定路線と認められた政策については、省幹部は政策の普及に邁進しきさえすればよかつた。しかし、経済特区規模の拡大や自由港政策など大きな制度的変更を伴う政策については、地方幹部による中央指導者への働きかけが必要であり、中央での議論を経て正式な認可を待たねばならなかつた。1984年までは経済特区管理委員会が省管轄であったため、省が中心となって政策を進めた。1984年以降、特区管理委員会が廈門市政府に統合され、特区政策は廈門市の管轄となつた。その後も長期にわたつて、省が政策に介入することに対し廈門市からしばしば不満が出ていることから、政策の決定と実施をめぐつて省・市間の対立があつたと推察される。また、中央幹部が廈門視察に訪れた直後に新たな政策が実現可能となるパターンも見うけられた。経済特区の運営に関して、廈門市はしばしば上級にあたる福建省政府を市の对外開放の障害とみなした。省・市間対立の根底には、「特殊政策と柔軟な措置」を梃子に省全体の経済活性化を図ろうとした省幹部と、経済特区は省内でも際立つ特別な存在でなければならないと考えた廈門市幹部の経済発展戦略上の相違があつたことも指摘できよう。

※8 1990年まで毎年1億元を省財政に上納し、余剰部分が廈門市の留保となつた（福建省地方志編纂委員会編、2002：258-259、拙稿、2010c：30）。

その他の制度的要因として、対外開放に関わる組織・機関の整備が挙げられる。経済特区政策と台商誘致の観点からいえば、対外貿易や投資に関わる部署が福建省政府・廈門市政府レベルで新設されたことに加え、各級政府レベルにおける僑務工作や台灣工作の担当部署も整備されていったことが、対外開放の環境を改善した。僑務工作の見直しと地方レベルでの華僑華人との関係再構築の過程については、拙稿（2010b）を参照されたい。

華僑華人資本の誘致を狙った経済特区が設置されると、対外開放の観点からも僑務工作は重要となった。福建省は華僑華人を多く輩出しており、その親族も多い地域であった。一説によると、廈門出身の華僑華人は世界に34万人、香港マカオに4万人程度おり、廈門には華僑華人の親族と帰国華僑を合わせて25万人以上が居住していたといわれる※9。これらの人々に対して、省内各級政府は、文革期には迫害や差別を行ったが、改革開放期になると過去の政治的・経済的迫害の賠償に追われた。1978年には国務院が「帰国華僑・華僑親族の出国を緩和・改善する審査許可についての意見」を出し、福建省では、華僑華人とその親族に対する待遇改善（文革中に接収された家屋や財産の返還、帰国華僑と華僑親族の合法的権益の保護、親族訪問・旅行・貿易・投資・留学での華僑の出入国手続きの簡素化など）が省・市レベルでそれぞれ行われた。

しかし、華僑華人向けの出入国手続きの簡素化や手荷物の免税枠拡大といった特別措置は、外貨の闇市場や密輸の増加といった新たな問題を省内にもたらした。「海外関係」が政治的迫害の要因から外されたことにより、福建省では出国熱が高まった。最も容易な出国ルートとして香港へのビザ申請が急増し、ビザ取得をめぐる贈収賄が横行した。省北部の福州では日本への出稼ぎ熱が高まったが、省南部の廈門では僑務政策の転換を機に華僑華人との信頼回復に重点を置き、直接投資の誘致に尽力した。なお、国務院が「帰国

※9 廈門出身の華僑華人は東南アジア在住者が多い。彼らは対外開放前には華僑送金で廈門経済を支え、対外開放後は直接投資で経済発展に貢献した（中共廈門市委党史研究室編、1996：28）。

「華僑と華僑親族の権益保護法」を制定したのは1991年のことである。

対台湾工作についても、1979年元旦に「台湾同胞に告げる書」で「祖国の平和統一」が提唱されて以来、担当部署の整備が行われた。1980年1月に中共中央対台湾工作指導小組が成立し、党の台湾政策の取りまとめと各方面との協調を図った（青山瑠妙、2007：48-50）。1981年には頃南省委書記が台湾同胞の文革期の被害に対する補償を指示した（*BBC Summary of World Broadcasts [BSWB]*, May 2, 1981）。台湾工作については、同年9月に葉劍英・全国人民代表大会（全人代）常務委員会委員長が一国兩制の提案を出し、中台統一をいかに実現するかという模索が始まった。1983年の第6期全国政治協商会議第1回会議には台湾聯宜会や国民党の親族も委員として参加しており、毛沢東時代に政治的迫害を受けて来た人々の社会的地位が改革開放期に大きく改善したことなどが窺われる（福州市地方志編纂委員会編、2000：298-299）。

大陸からの秋波に対して、台湾当局は「三不主義」を崩さなかつたが、省・市レベルでは漁民同士の交流が盛んに行われていた。厳密に言えば「三不主義」は崩れつつあったが、台湾当局が厳罰を以て大陸との経済交流を禁じていたため、台湾からの大陸投資は非常に小規模であり、かつ台湾資本と特定されないように配慮された。台湾当局による大陸への親族訪問解禁にともない、國務院台湾事務弁公室、対台湾工作小組、中共中央台湾弁公室などが整備され※10、台湾業務にかかる政策や法律の制定、「三通」（通信、通航、通商）の促進と管理、台湾交流の協調と指導、対台湾宣伝などの活動を行った（青山、2007：48-49）。福建省では、台湾との経済交流の増大が中台統一に貢献するとみなされ、省内各級政府が台湾同胞への優遇措置や台商誘致奨励策を相次いで制定した。

※10 この他、構成員の大半が大陸居住の台湾同胞である台湾民主自治同盟など省レベル・地級市レベルで活動を許可された団体もあった。

(2) 構造的要因

中国の中央・地方関係を規定する最も強力な構造的要因は、条塊関係※11である。条は中央から地方・末端へいたる縦の指揮命令系統を、塊は地域レベルの指導関係を指す。条塊関係は、巨大な官僚機構を生み出し、共産党一党支配下における党指導部の経済社会政策の決定とその実施に複雑な影響を及ぼしてきた。Lieberthal (1995) によれば、共産党一党支配という非常に権威主義的な体制であるにもかかわらず、条塊関係の存在により、実際の権限はあたかも縦横の格子状に切り刻まれたかのように複雑に断片化しているという。

こうした条塊関係を例えれば僑務政策に当てはめてみると、国務院の僑務弁公室の政策は広東省や福建省の僑務弁公室に伝達され、福建省では廈門市や福州市の僑務弁公室に伝達される（縦の指揮命令系統）。しかし、華僑華人との歴史的関係や僑務政策は地域ごとに事情が異なるため、中央の政策が各地方で一律に実現するとは限らない。また、例えば廈門市であれば、省政府の指導だけではなく、廈門市党委員会の指導も受ける（地域レベルの指導関係）ように、ひとつの政策や決定について複数の上級機関が関わる。こうした仕組みにより、廈門市の僑務政策と福州市の僑務政策の内容や進展が全く同じになるとは限らない（拙稿、2010b）。条塊関係は、一方通行的なトップダウンで政策決定が行われながらも、その地域の政治・地理・社会・経済など様々な要因が反映される可能性を示唆している。逆に、何か問題が起った場合の責任の所在は曖昧となり、ひとつの部署に掛け合っても解決にいたらない場合が多い。

廈門経済特区も条塊関係の例外ではなかった。特区を管轄する経済特区管理委員会は、1984年に省から市へ移されたが、省政府は新たに省特区弁公室を設立し、特区政策に関わるルートを確保した。その結果、特区政策は廈門

※11 Lieberthal (1995: 169-170) はこれをmatrix muddleと呼んだ。

市が独自に運営することはできず、中央や省の特区弁公室という上級機関の指導を受けざるを得なかった。条塊関係に基づく硬直的な行政機構と省の特区運営方針が廈門市の裁量を狭めたという理由で、市側の不満が高まることになった。

(3) 地域固有の政治的要因

福建省で改革開放が始まった時、地方指導部では、文革期に台頭した山西派閥と呼ばれるグループと地元出身幹部が激しく対立していた。中央の保守派に近いといわれた山西派閥は改革開放に消極的であった。福建省では、胡耀邦が項南（福建省出身）を省委員会書記として派遣※12するまで、生産請負制などの農業政策も含めて改革開放はあまり進展していなかった（拙稿、2010e）。派閥対立は改革開放政策を妨げただけではなく、密輸などの経済犯罪の取り締まりも非効率的にし、省幹部のモラルの低下を助長した。

中央から派遣された項南・省委書記の役割は、改革開放の遂行、省内派閥の解消（少なくとも政策への影響を低下させること）、経済犯罪の取り締まりであった。彼自身は「1950年代の共産党のイメージの復活」を理想とし、当初は山西派閥に対するあからさまな批判を控え、「思想の解放」を提唱して改革開放への転換を図った（BSWB, January 27, 1981）。しかし、まもなく、省内の派閥対立が政策の障害になっていることを項南自身も認めざるを得なくなった（拙稿、2010e）。

一方、廈門市では鄒爾均市長が経済特区政策の責任者となったが、自由港化政策を十分に進めることができず、特区の発展の鍵は台商投資に委ねられた。台商大型投資の誘致に失敗した後、鄒市長は更迭され、福州市長として華人資本誘致などの実績を上げてきた洪永世が廈門の新市長に就任した。廈門市長の交代劇は、中央が政績重視で地方幹部の人事を決定する典型的な事例といえよう。

※12 項南は、任命された後、1ヶ月ほど北京で赴任の準備をした。

派閥の権力闘争やリーダーシップの問題以外にも、既得権益をめぐる各級政府間の対立がみられた。特区設立の初期には、場所の選定や特区条例の採択をめぐって中央と福建省は対立し、また、特区政策の管轄権が下放された後に福建省と厦门市はしばしば対立した。

3. 厦門経済特区の設置と運営

(1) 特区の設置

改革開放路線への転換が始まった1979年、春から初夏にかけて国務院の工作組が経済特区の場所の選定を行った。広東・福建両省に設置する経済特区の候補地を視察したのは、対外開放の実質的な総責任者の谷牧国務院副総理であった。この時、福建省は福州近郊の琅岐島を推薦したが、中央は陸の孤島であった廈門を選択した。6月、福建省党委と省革命委員会（後の省人民政府）は「華僑資本と外国資本を利用し、対外貿易を発展させ、福建の社会主義建設を加速することに関して指示を仰ぐ報告」を党中央に送った。7月、中央は1979年50号文件を転達し、福建省に「特殊政策と柔軟な措置」の付与を認めるとともに、1980～1984年まで毎年1億元を補助することを決めた。1979年50号文件や谷牧の回想より、総合的特区と位置づけられた深圳に比べて、廈門は輸出加工区に限定され、総面積2.5km²と規模も小さく、4特区の中で整備の優先順位も低かったことが明らかとなっている（拙稿、2010a：3-4）。また、廈門は特区で製造業だけではなく、風光明美な土地柄を活かした観光産業にも重点が置かれた。

1980年4月、国務院は廈門を対外開放都市として批准し、経済特区建設の準備が始まった。こうした状況に最も困惑したのは厦门市幹部であった。特区のインフラ建設には多額の資金が必要であったが、鄧小平は「中央は政策は与えるが、資金は出さない」と断言していた。中央からの財政配分が期待できない中で、厦门市は、市の乏しい予算で対応すると資金枠にとらわれたプロジェクトを遂行することになり、かえって無駄遣いになると考えた。結

局「無債一身輕」の考え方を捨てて「先に借金をして、後で金を儲ける」方針をとり、多様な資金調達ルートを模索する立場に転じた（中共廈門市委党史研究室編、1996：45-47）。4月、廈門市革命委員会（後の市人民政府）主任は、外国の資本と技術の援助を求める見解を明らかにし、谷牧副総理の采配を経てクウェートからの借款を利用することになった。この借款は1982年6月に調印され、高崎国際空港の建設費にあてられた。

この時期は対外開放の促進と文革期の体制からの脱却が同時進行していた。福建省は福州の革命委員会を撤廃して福州市人民政府を復活させ、1979年12月には福建日立テレビ有限公司の合弁事業（福州）に調印した。1980年9月には福建省が廈門經濟特区管理委員会（郭超主任）を設立し、特区運用に備えた。

1981年4月、万里国務院副総理が廈門を視察し、交通運輸や特区建設の問題を解決するための会議を開催した。福建省の鉄道・道路の整備が遅れていたこと、とりわけ廈門島と大陸との交通網が貧弱であったこと、廈門の港湾も対外開放には不十分な整備状況であったことは、特区設置当初からの課題であった。8月には福建省委が王一士を廈門經濟特区管理委員会主任に任命し、10月から特区の第1期工事が始まった（拙稿、2010a：5）。

特区のインフラ整備は徐々に進行したが、運用基準となる特区条例が制定されておらず、当初は1980年に成立した広東省經濟特区条例を援用してしいだ（中共廈門市委党史研究室編、1996：43）。1981年12月、第5期省人大常務委員会第12回会議で、華僑投資への優遇措置とともに「福建省廈門經濟特区管理条例（草案）」が議論された。1982年3月、第5期福建省人民代表大会第4回会議は「廈門經濟特区管理条例」を採択し、これを全人代へ報告して指示を仰いだ（福建省地方志編纂委員会編、2003：64、69、71）。ところがこの条例が中央では承認されなかつたために、1984年7月、第6期省人大第8回会議は「廈門經濟特区管理条例（修改草案）の決議」を採択し、ようやく中央の認可を得ることができた（福建省地方志編纂委員会編、2003：77、95）。

この間、1983年1月に、福建省委は廈門市幹部の鄒爾均を廈門経済特区管理委員会主任に任命した。

このように初期の特区政策は中央と省政府が中心となって進めており、政策決定において廈門市政府の存在感は希薄であった。省レベルでは特区を香港のような自由港にする案も出たといわれるが、当時の廈門は経済特区としての体も成していない状況であり、項南省委書記は特区の基本インフラとホテル設備の充実が課題であると認識していた（『文汇报』1981年11月3日）。項南は廈門だけでは省の経済低迷を打開するには不十分※13と考え、福州と廈門の2都市でそれぞれ5つのインフラ整備プロジェクトを実施して、省沿岸部の経済発展を目指んだ（廈門市地方志編纂委員会編、2004：4054）。また、上述のように、特区条例の採択には省レベルでも中央レベルでも時間がかかり、廈門特区の本格的稼働は1984年の鄧小平の視察を待たねばならなかった。経済特区の歩みは遅々としていたが、廈門市政府の王金水副市長は、経済特区の展望について楽観的な見通しを語っていた（拙稿、2010a：6）。

（2）経済特区の拡大と発展

1984年2月、王震中央政治局員とともに鄧小平が廈門を視察した。視察に同行した項南省委書記は、この機会をとらえて、鄧小平に3つの申し出をした。第1点は経済特区を廈門島全体（131km²）に拡大することであった。鄧小平は地図を見ながらこれを承認した。第2点は、廈門経済特区の自由港化であった。項南は、廈門を自由港にして台湾同胞が大陸と自由に直接往来できるようになれば、海峡両岸の交流を大きく促進すると述べ、「人の自由な出入、物の自由な出入、通貨の自由な交換」を提案した。鄧小平は人と物の自由な出入については承諾したが、通貨については実現が難しいと答えて受け入れなかつた。第3点は沿岸部全体の対外開放であり、廈門特区だけでは福建省の貧困を解決できないと訴えた。中央に戻った鄧小平は、通貨の問題を除き、

※13 こうした見解は赴任当時から変わらず、項南は1984年2月に廈門を訪問した鄧小平に直接訴えた。

すべての要望を聞き入れた（拙稿、2010e）。

廈門特区拡大の一報を受けた省党委は、特区面積拡大に対応するための工作組を組織し、経済計画の策定・立法手続き・各方面との交渉に着手した。また、特区建設諮詢センターも設立された。特区管理委員会は廈門市の管轄に編入され、対外経済工作の審査批准権限を委譲された。しかし、省人民政府特区弁公室が新たに設立され、省は特区政策や管理に関与する権利を維持し続けた。この時、廈門市が特区の投資許認可において単独で審査批准できるプロジェクトは重工業で5,000万元以下、軽工業で3,000万元以下、技術改造プロジェクトは3,000万元以下であった。総投資額が2億元を超えるプロジェクトは国務院の管轄であり、市と中央の管轄以外のものは省の管轄となった（廈門市地方志編纂委員会編、2004：4058）。

一方、廈門市でも特区拡大にともなう投資計画の策定が行われた。担当したのは市の計画委員会・経済委員会と、中国建設銀行廈門支店であった。1990年までの第7次五カ年計画では発電所、石炭・ガス開発、ホテル建設、道路整備が組み込まれ、湖里工業区の整備、東渡港、国際空港、電話設備、廈門大学、水産冷凍倉庫、カラー感光材料工場が重点項目に指定された。翌年には中央民航（50%）・省（25%）・市（25%）の出資で廈門航空が誕生した。市の予算制約を開拓する鍵として外国での起債や銀行の対外開放も行われた。1985年には初の合弁銀行（廈門国際銀行）が誕生し、シンガポール大華銀行をはじめアジアの金融グループの銀行支店開設が相次いだ（拙稿、2010c：31）。

この時期、廈門市幹部は積極的に特区政策に取り組んだようにみえる。台湾との経済交流打開の道筋をつけられない中で、自由港化は飛躍的な経済発展への鍵と考えられた。また、多くの経済権限が委譲され、インフラ整備が進んだことも廈門の機運を高めたといえよう。しかし、人と物の出入の自由化を実現するには特区地域とその他の市街区域を分ける管理線が必要であり、その建設と運用はなかなか実現しなかった。こうした状況への反発として、

廈門市では資本の自由化を要求する声も出始めた。廈門市幹部が經濟特区としての特別な措置を求め、「特別な地域」になろうとすればするほど、省全体の開発に重点を置く省政府との軋轢が高まった。廈門市側に言わせれば、省政府の干渉や幹部の政績重視の傾向が廈門の經濟発展の可能性を阻害したのである（拙稿、2010d）。

1988年には廈門市が計画単列に編入されたため、省一級の經濟権限を持つようになった。しかし、上級政府に対する廈門市の不満は解消されず、1990年代に入ると、廈門特区を國務院經濟特区弁公室の直轄に入れた方が速やかに発展できるという意見も出された（張亦春・吉衛民、1993：19）。福建省と廈門市の対立はさまざまな局面で観察された。計画単列となつた廈門市に対し、省政府は干渉を減らすように関係部門に指示を出しながらも、省財政への廈門の貢献を求め続けた（福建省地方志編纂委員会編、2002：258-259）

最後に、廈門市長の役割を通して地方のリーダーシップの重要性についても触れておきたい。鄒爾均廈門市長は1980年代長期にわたって市長や市党委書記、經濟特区管理委員会主任など要職を務めてきた市幹部であった。しかし、特区政策において際立った指導力を見せることはなく、台湾からの大型投資の誘致に失敗した後に市長の職を失った。投資の誘致失敗原因のひとつが廈門のインフラ不足であったことを考えると、鄒爾均は1980年代の經濟特区政策の責任を問われて更迭されたといえよう。一方で、下級政府は上級政府に従うという中国の政治構造と、市の財政基盤の弱さから考えると、廈門市が福建省政府の意向に反して独自の特区政策を展開することは困難であったに違いない。地元の利益と省との関係改善を任せられた新市長は、洪永世であった。洪は前職が省政府所在地の福州市長であり、省幹部や福州軍区幹部と面識以上の関係にあった※14。

※14 洪永世が福州市長時代に福州で催された数々の会議やレセプションには、多くの省幹部や人民解放軍幹部が出席していた。

鄧小平の南巡講話で中国全体が対外開放の加速に沸き立っていた1992年7月、朱鎔基が視察のために廈門を訪問した。この後、廈門市は外商投資許認可権限を市管轄の下級政府に委譲し始めた。この年の後半、保税区の設置が許可され、廈門市郊外の集美台商投資区の設置も国務院に承認された。洪永世は市長就任後、保税区の管理委員会と暫定規則を成立させて操業可能な状態に整えた。新市長は廈門全島を免税区にする構想を打ち出し、自由港化政策の議論を再燃させた。また、国内外で投資商談会や商品交易会を開催し、100%外資の廈門商業銀行を設立し、銀行業務の対外開放を進めた（拙稿、2010a）。

このように省レベルでも市レベルでも廈門経済特区の拡充に向けての取り組みが行われたが、省政府はやはり廈門だけを特別な存在と位置づけることはなかった。福建省では、1984年4月に福州市が対外開放都市のひとつに選ばれ、1985年1月には福州市内から約20km離れた馬尾港地区で福州経済技術開発区を設置する許可を国務院から得た。同じ頃、閩南デルタ地帯が対外開放地域に指定され、5月には福州経済技術開発区の中に台商投資区（1.8km²）を設置することが国務院から認められた。1986年7月には「福州市経済技術開発区暫定条例」の草案が審議され、同年12月には省人大で「福州市経済技術開発区条例」が批准され、大晦日に公布された。さらに1987年1月には福州で外商投資商談会を開催し、4月に市管轄の福清県融僑工業区の工事に着手して華僑華人投資の拠点を造った。1988年1月には、国務院も福州市管轄の8県を経済開放区に指定した。このような福州市を中心とする省北部の対外開放は、省政府の後押しの下、洪永世福州市長の時代に実現した。洪永世はリップ・グループとの合弁企業を設立して福州のインフラ整備資金を調達し、市近郊に長楽国際空港や保税区や華僑投資区を整備した実績も合わせて、実務的な市長としての評判を勝ち得た。その実績をさげて赴任した洪永世には、廈門の改革開放の再出発が期待されたといえよう。

4. 台商誘致政策をめぐって

(1) 1987年以前

1979年1月1日に全人代常務委員会が「台湾同胞に告げる書」を宣言して以来、共産党政権の対台湾政策は大きく方向転換した。かつての「台湾解放」すなわち台湾の社会主義化ではなく、「祖国の平和統一」を柱とし、台湾海峡の「三通」実現を提案し、人民解放軍による金門・馬祖・大担などの島嶼地域への砲撃も停止された。まもなく台湾当局も大陸への砲撃を停止したが、「三通」には応えず、大陸への違法な渡航者には厳罰を科す方針で臨んだ。1984年には中英合意で返還が決まった香港に比べ、台湾との統一は全く目途が立たなかつた。大陸では次第に台湾との統一問題が長期的な課題として認識されるようになり、台湾統一への良好な環境づくりの一環として位置づけられていた廈門経済特区の発展も、必然的に遅れ気味となつた。

大陸側と台湾同胞との接触が全くなかつたわけではない。中央政府は福建省沿岸部に台湾漁船の避難施設を提供しており、華僑華人に交じつて廈門を訪問する台湾同胞もいた（拙稿、2010a：12-14、若林、1984：13）。また、福建省沿岸部では漁民同士の接触が盛んで、海上で密貿易を行い、台湾経由の密輸品が流入するルートとなっていた。合法的な経済活動として廈門にも台湾資本が投資されていたが、台湾当局の処罰を恐れて香港や外国の資本として登録し、市側も台湾同胞の投資については公にしなかつた。そのため、今日にいたるまで、台商の大陸あるいは廈門への投資の実態を把握することは難しい。

(2) 台湾当局の親族訪問解禁と大陸側の台商誘致

1987年、台湾では7月の戒厳令解除に続いて11月に親族の大陸訪問が解禁され、台湾同胞が廈門に殺到した。この時期から数年間、台胞が集中したのは廈門であった※15。台湾側の変化に対し、大陸では中央から省・市レベルに至るまで台商誘致政策を展開した。1988年に國務院特区弁公室の何椿林主

※15 福建省は地域ごとに言語が異なり、福州と廈門もそれぞれ独自の言語を持つ。台湾語に比較的近いのは廈門の言葉といわれる。

任せは、台湾投資家の利益を100%保障し、台商投資は免税にすることを明言した。廈門では、ちょうど經濟特区の第2期工事が始まる時期に重なっていたため、關税管理線や保税倉庫の他、台商投資区の整備やホテル建設が急がれた。廈門市は台商投資に限り免税期間を外商投資の2倍に延長する優遇措置を実施した。また、台商投資による土地開発プロジェクトは免税とする方針を打ち出した。「台灣は中国の一部」という大原則に基づいて、大陸・台灣間の電話料金は国内料金扱いとし、台商は外商が受注できないプロジェクトにも制限なく参加できるように取り計らった。台胞が親族訪問時に土産として持ち込む耐久消費財の免税額も大幅に拡大して便宜を図った。1980～1989年に直接・間接のルートで廈門に流入した台商投資契約額は5億5,784万ドルで、その大半が1988年以降に成立したものであった※16。台商投資の実態については統計ごとに数値が異なるが、参考までに表2で確認されたい。

大陸では、第二次天安門事件の直前まで、谷牧ら中央の要人が台灣投資家に大陸投資を呼びかけていた。1989年5月、國務院は、廈門市の經濟特区、海滄地区、杏林地区、福州市の馬尾經濟技術開發区の未開発地帯に台商投資区の設置を認めた（大橋英夫、1993：139）※17。しかし、事件発生後、國務院台灣弁公室は、台灣人記者の大陸内移動制限や取材制限を発表した。共産党政権は、台商の經濟活動については擁護の姿勢を維持しながら、台胞が大陸で政治的な活動に関与する素振りを少しでも見せれば明確に拒否をつけたのである。

1990年4月、中国は上海浦東開発に着手し、これを国家プロジェクトと位置づけた。これ以降、廈門特区の特徴といわれてきた金融部門の対外開放が

※16 台商の対中投資の実態を正確に知ることは困難である。例えば1994年に公布した「台灣同胞投資保護法」やその実施細則に台商側の出資額について制限はない。従って、わずかな出資でも100%出資でも台商投資とみなすことが可能であった。また、様々な理由から台商としての登記をしなかったケースもあった。台灣側の統計も実態を反映しているとは言い難く、台灣当局の規制を逃れるため海外の子会社を通じての対中投資も少なくなかった。中国側の統計と台灣側の統計には大きな乖離があり、例えば、劉文甫（1992, 1993）によると、台灣企業による大陸への間接投資額は、1991年に台灣側では2億1,000万ドル、中國側では18億8,100万ドル、1992年には前者が2億4,000万ドル、後者が53億4,300万ドルであった。

※17 大橋英夫によると、この後、全国で台商投資区設置ブームが起こったという。

深圳と上海で先行するようになった。一方、厦门市は台湾プラスチック・グループの大型投資の誘致に失敗した。主な原因は台湾当局の干渉であったが、厦门のインフラ不足も一因であった。1992年11月、輸出比率をめぐって厦门側と折り合いがつかなかつた台湾プラスチック・グループは、海滄地区に石油化学コンビナートを建設する計画を撤回し、長江沿岸に投資する計画を発表した。既述のように、この誘致失敗が厦门市の市長交代を招き、1992年末には元福州市長の洪永世が厦门市長に就任したのである。

厦门市でも福建省でも、1988年から天安門事件までの集中的な台商投資の効果により直接投資受入額が急増していた。しかし、1992年以降は過去の增加分を上回って直接投資が伸びた（表1、表3参照）。國務院は厦门に象嶼保税区と集美台商投資区の設置を承認し、1992～1994年にかけて福建省、厦门市、福州市では台胞投資保護条例が整備された。これに先立つて厦门では、特区の経済関連の法規や条例を省の審議を経て中央で再び審議するのでは時間がかかり過ぎるという理由で、特区の法規制定権を要求していた。1989年と1992年の全人代で、福建省代表団は厦门に立法権を付与する議案を提出し、1994年3月によく認められた（厦门市人大常委會理論學習中心組、2008）。その権限を活用して初めて制定された条例が1994年の厦门市台灣同胞投資保障条例であった。これと同時に、台湾の銀行による金融機関の設立も認められた。この後、楊尚昆・国家主席が厦门を視察し、海滄台商投資区への台商誘致をやすやすと喝破した。

ところが、1995年に江沢民総書記が「江8点」を発表し、7月から李登輝訪米に対する抗議として「文攻武嚇」が始まると、台湾海峡の緊張が急速に高まった。詳細は拙稿（2010a：19-21）を参照されたいが、危機の間、省政府・市政府とも新たな台商誘致策を出すことはできなかった。台湾海峡の緊張は、中台それぞれの辺境地域に深刻な危機感を抱かせた※18。冒頭で紹

※18 台湾側の辺境である金門県の状況については石原忠浩（2010）を参照されたい。

介した莽・平川（1995）の議論に従えば、1994年から分税制が導入されて財政収入が大きく落ち込んだ※19廈門市は、資金確保の手段として外国資本への依存が高まりつつあったはずである。上海など対外開放後発組の追い上げや、深圳から拡大して一大経済圏を築きつつあった珠江デルタに外資系製造業が殺到する中で、自由港化政策が大幅に遅れていた廈門は、台商投資に依存するしか生き残り戦略はなかった。また、中央レベルでは1994年にGATT加盟交渉が行き詰まり、1995年からWTO加盟交渉へ切り替えざるを得なくなつた。それにともなつて加盟条件も厳しくなり、一律の内国民待遇の実現が求められるようになった。それは、従来、経済特区で認められてきた外資優遇策が今後は取り消される可能性を示していた。

1995年10月、洪永世は、今後5年間で外国投資家の選択肢はさらに増え、廈門は外資誘致が困難になるという見解を示した（*The Globe and Mail*, October 20, 1995）。その上で、廈門の経済発展が台商との共存にかかっていること、香港経由の廈門・台湾間物流で生じるコストを削減して台商の便宜を図ること、そのためには中台直航便開設が必要であることを強く認識していた。1996年4月、廈門市台湾弁公室主任を務めていた朱亜衍廈門市副市長が訪台し、台湾投資家を廈門の経済建設の重要な一員と位置づけ、彼らの合法的利益の保護が廈門市の基本政策であり、両岸関係にかかわらず台湾同胞の利益を保護すると明言した（『日本経済新聞』1996年5月31日、6月17日）。また、省人大も福州・廈門の港に台湾との直接貿易を行う「対台貿易区」の設置を提案し、小売・金融・農業部門を台湾企業に開放する方針を示した。

（3）中央政府主導の中台直航便開設と地域経済活性化の期待

1996年8月、国務院交通部は「台灣海峡两岸間航運管理弁法」を施行し、廈門と福州を中台間直航便船舶に開港する予定であることを明らかにした。

※19 『福建統計年鑑』・『廈門經濟特区年鑑』各年版によると、廈門市の財政収入は概算で、1993年の19億3,600万元から1994年の15億8,500万元へ減少したが、財政支出は1993年13億5,900万元から1994年18億9,000万元へ増加した。なお、省財政は分税制にかかわらず収入・支出とも増加傾向にあった。

交通部は、中台直航便を特殊国内路線と位置づけ、中台双方の運航業者あるいは中台合弁の運航業者が台湾海峡直航便を運航するには、交通部に認可申請を出さねばならないと定めた。台湾当局はこれに応えず、5,000万ドル以上の大型投資やハイテク・インフラ分野の対中投資を禁止する措置をとった。しかし、1997年7月の香港返還を控え、香港経由の運輸の在り方について中台双方の関係者が非公式協議を開催した際に、直航便問題が取り上げられた。その結果、廈門・福州と高雄との間で貨物船舶の直航定期便を開設することで基本合意し、台湾の運航業者は台湾当局の同意と批准を得て大陸の交通部に認可申請することになった。また、高雄では貨物通関を認めず、第三国への中継のために寄港するのみとした。この取り決めは同年4月に実現した。

念願の直行便開設からまもなく、廈門市には台湾貿易促進センターが設立され、保税区の整備も進んだ。1997年8月からは國務院の許可を得て廈門市が台湾からの入境者に直接ビザを発給できるようになった。洪永世は「もはや特区の優遇策はあてにしない。台湾との緊密性を活かす」、「より多くの台湾同胞に大陸を訪れてもらうために投資環境を改善し、もっと好ましい条件を創造する」と発言し、台湾資本の誘致に強い意欲を示した（*China Daily*, August 19, 1997, *BBC Monitoring Asia Pacific*, January 26, 1998）。1999年には市郊外の大嶝島に中台直接貿易拠点を建設し、台湾同胞のための停泊場も整備した※20。省レベルでも習近平・省長代理が台湾企業の合法的利益の保障を提唱し、省・市ともに台商誘致に奔走した。1999年に廈門市党委書記が省委副書記に昇格したことにもない、洪永世市長が廈門市党委書記も兼務することになった背景には、市レベルにおける中台経済交流の制度化が高く評価されたものと考えられよう。

ただし、福建省を中心とした中台経済交流は、政治的対立に巻き込まれて

※20 大嶝島の試みは、規模が小さすぎたことや廈門市内からの交通の便が悪かったことなどから地元経済への貢献度は小さかったとみられる。

長くは続かなかった。1999年7月、李登輝が「中台関係は特殊な国と国との関係」と発言し、中台対話は中断した※21。廈門にとって打撃であったのは、同年秋から香港メディアが遠華集団の密輸を報道し始めたことを契機に、多くの省・市幹部が捜査対象となったことであった。建国以来最大の密輸事件といわれた遠華集団事件には、軍や公安関係者を含む200人以上が関与したといわれ、江沢民国家主席に近い賈慶林中央政治局員の関与も取りざたされた（拙稿、2010a：31）。事件発覚とともに藍甫廈門市副市長は国外に逃亡し、洪永世も廈門市長を辞任せざるを得なくなった。廈門市と福建省は密輸事件の解明と処理に追われ、裁判終了後には陳明義福建省書記が解任されて國務院の宋徳福国家人事部長が後を引き継いだ（『日本経済新聞』2000年12月2日）。廈門市長には、市の台湾弁公室主任を務めた経験を持つ朱亜衍が着任し、洪永世は市党委書記の地位をかろうじて維持した。

2000年の總統選挙で政権交代を果たした台湾当局と共産党政権との関係は、「一つの中国」原則をめぐってしばしば政治的対立を深めた。また、目覚ましい経済発展を遂げる上海や長江沿岸に台灣IT産業が押し寄せ、製造業は基盤の整った珠江デルタに向かった。2001年1月1日からは「小三通」が始まり、廈門・福州と金門・馬祖の貨物・客船の直航便が定期航路となった。その実現の背景には福建省台灣弁公室の働きかけがあったといわれ、「小三通」に意義を見出さなかつた中央政府との温度差が感じられた。2003年以降、中台間の直行チャーター便（航空機）が運航されるようになり、馬英九政権下でほぼ「三通」が実現したが、中台交流の中心は廈門ではなく、上海や廣東であった。中國側統計における廈門への台商投資額は2006年7,031万ドル、2007年8,064万ドルであり、2008年以降は1億ドルをやや越える程度であった。これらの金額は何れも1990年代半ばに比べて大幅に減少しており、廈門市が必ずしも台

※21 シンガポールのThe Straits Times紙（1999年8月14日）は、中台関係が悪化した結果、福建省内陸部に駐留していた部隊が廈門周辺や沿岸部に移動したと伝えた。

商が集う場所ではなくなったことを示唆している。

5. おわりに

本稿の議論より、福建省政府も廈門市も上級政府から一定の経済権限を委譲されてきたこと、また権限委譲の幅は拡大する傾向にあったことがわかる。しかしながら、それらの権限の有効活用あるいは地方政府による政策主導という観点からみると、必ずしも事態がそのように運ばなかつたことは明白である。経済権限の委譲は、省沿岸部または経済特区の対外開放促進のために実施されてきた。省レベルでも市レベルでも、インフラ整備に必要な資金の需要は拡大する一方であったが、管轄地域の対外開放が飛躍的に進展したわけではなく、収入源は限られていた。しかも大規模な密輸事件の摘発は、本来政府収入に入るべき関税収入の多くが漏れていたことを示唆していた。経済特区の拡充、台商の集中的来訪、中台直航便の開設といった好機もあったが、資金不足や省内対立、中台当局の政治的対立により、地域の対外開放が十分に開花することはなかつた。省幹部とも広く良好な関係を築いた洪永世が廈門市長に就任し、実務的な手腕を見せたが、福建省に深く根づいていた経済犯罪と不安定な中台関係によって活躍の場を失つた。

廈門の事例は、権限下放が実施されても、一定の条件が揃わなければ地域経済のダイナミズムが非常に弱々しく終わってしまうことを示唆している。廈門や福建省のようにインフラ基盤が脆弱で外部からの資本導入に様々な制約がついた地域においては、地方の自律的な行動は容易ではない。地域特有の条件と、重層的な統治構造に阻まれて、廈門経済特区は中央が与えた空間でのみ対外開放を実施することができ、しかもその空間にはしばしば省政府の干渉が入り込んだ。権限下放は、必ずしも各地方政府に平等に自律性を保障したわけではなかつたのである。毛沢東時代に比べれば中央に対する地方の自律性は高まつたのであろうが、経済基盤の弱い地方にとっては、それは上級政府が許した範囲の中での自律性にすぎなかつたといえよう。

【参考文献】

- 青山瑠妙（2007）『現代中国の外交』慶應義塾大学出版会。
- 石原忠浩（2010）「もう一つの両岸交流「小三通」の回顧と展望——金門—アモイ間の三通を中心に（馬英九政府における外交政策と中国政策）」『問題と研究』第39卷第1号、73-106頁。
- 磯 部 靖（2008）『現代中国の中央・地方関係—広東省における地方分権と省指導者』慶應義塾大学出版会。
- 大橋英夫（1993）「福建省の経済発展」渡辺利夫編著『両岸経済交流と台湾』日本貿易振興会、121-147頁。
- 下野寿子（2008）『中国外資導入の政治過程—対外開放のキーストーン』法律文化社。
- （2009）「磯部靖著『現代中国の中央・地方関係—広東省における地方分権と省指導者—』」『アジア経済』第50卷第5号74-78頁。
- （2010a）「飛躍できなかつた経済特区—廈門の歩み」『北九州市立大学外国語学部 紀要』第127号、1-35頁。
- （2010b）「対外開放時代の僑務工作に関する一考察—福建省における地方政府の取り組み」『南島史学』第75・76合併号37-49頁。
- （2010c）「福建省における対外開放の政治過程」『東アジアの視点』第21卷4号21-32頁。
- （2010d）「経済発展における政治的要因の重要性—中国・廈門経済特区の事例研究より」アジア市場経済学会2010年度全国大会自由論題報告論文、2010年7月3日。
- （2010e）「福建省の『思想の解放』をめぐる項南の取り組み」『現代中国研究』第28号（2011年3月刊行予定）。
- 唐亮（1997）『現代中国の党政関係』慶應義塾大学出版会。
- 三宅康之（2006）『中国改革開放の政治経済学』ミネルヴァ書房。
- 劉文甫（1992）「憲政改革への出発—1991年の台湾」『アジア動向年報』

- 145-151頁。
- (1993) 「対中実質関係の拡大へー1992年の台湾」『アジア動向年報』 146-155頁。
- 若林正丈 (1984) 「廈門通信1983. 5~7 (中)」『アジア経済旬報』 1295号、1-20頁。
- 福建省地方志編纂委員会編 (2002) 『福建省志・政府志』方志出版社。
- (2003) 『福建省志・人民代表大会志』方志出版社。
- 福建省統計局編『福建統計年鑑』中国統計出版社、各年版。
- 福州市地方志編纂委員会編 (2000) 『福州市志・第8冊』方志出版社。
- 莽景石・平川均 (2009) 「財政連邦制、産業政策与豊田公司在中国的“南北分治”」『現代日本経済』第1期、17-24頁。
- 浦興祖主編 (1999) 『当代中国政治制度』復旦大学出版社。
- 吳国光・鄭永年 (1995) 『論中央ー地方関係ー中国制度転型中的一個軸心問題』 Oxford University Press.
- 廈門經濟特区年鑑編纂委員会編『廈門經濟特区年鑑』中国統計出版社、各年版。
- 厦门市地方志編纂委員会編 (2004) 『厦门市志・第5冊』方志出版社。
- 厦门市人大常委会理論學習中心組 (2008) 「充分發揮地方立法優勢 為經濟特区改革開放提供有力的法律制度保障」
http://www.xm.gov.cn/hxjjqzt/gclt/200812/t20081202_289952.htm
2010年6月19日に閲覧)
- 張亦春・吉衛民 (1993) 「加速建設廈門自由港若干対策探析」『廈門大学学報』(哲学社会科学版) 1993年第1期、14-19、43頁。
- 中共廈門市委党史研究室編 (1996) 『中国経済特区の建立与発展－廈門卷』中共党史出版社。
- Howell, Judy (2000), "The Political Economy of Xiamen Special Economic Zone," in Y.M.Yeung and David K.Y.Chu eds., *Fujian: A Coastal Province in Transition and Transformation.* 119-142. Hong Kong

下野 寿子

Kong: The Chinese University Press.

Lieberthal, Kenneth (1995), *Governing China: From Revolution Through Reform*, New York, London: W.W. Norton & Company, Inc.

【その他資料】

『季刊中国研究』 1986年第2号169-183頁。

『日本経済新聞』

『文汇报』

BBC Summary of World Broadcasts

BBC Monitoring Asia Pacific

China Daily

The Globe and Mail(Canada)

The Straits Times

下野 寿子

(投資額の単位：万米ドル)

(表1) 厦門の外国直接投資導入状況

年	件数	契約額	実行額
1980-1983	24	3,706	775
1984	86	14,967	4,044
1985	105	24,202	7,328
1986	34	2,758	3,446
1987	50	5,668	1,753
1988	180	15,564	47,960
1989	225	76,906	20,980
1990	262	48,555	7,223
1991	213	51,975	13,256
1992	443	169,791	56,355
1993	655	240,411	103,740
1994	692	186,487	124,148
1995	505	206,241	132,160
1996	375	165,045	135,017
1997	460	165,632	137,867

出所：Judy Howell (2000), "The Political Economy of Xiamen Special Economic Zone,"

in Y.M.Yeung and David K.Y.Chu eds., *Fujian: A Coastal Province in Transition and Transformation*,
The Chinese University Press, p.122.

(投資額の単位：万米ドル)

(表2) 厦門市への台商投資状況

年	件数	台商投資契約総額	台商投資額
1985-1987	20		2,800
1988	80		9,600
1989	138	44,136	49,000
1990	172	37,005	34,342
1991	94	19,568	18,744
1992	168	34,127	31,216
1993	258	56,127	52,793
1994	184	32,364	26,447
1995	156	35,549	34,200

出所：廈門市地方志編纂委員会編（2004）『廈門市志・第5冊』方志出版社、3480 頁。

下野 寿子

(表3) 福建省の対外貿易と外国直接投資(FDI) 受入額

(単位:万米ドル)

年	省輸出	省輸入	FDI(実行ベース)
1979			83
1980	36,100	14,200	363
1981	40,127	20,700	150
1982	37,023	18,044	121
1983	36,995	19,371	1,438
1984	39,167	27,305	4,828
1985	55,718	34,366	11,782
1986	68,647	66,124	6,149
1987	90,400	94,100	5,139
1988	141,600	142,700	13,017
1989	182,800	159,400	32,880
1990	244,906	189,002	29,002
1991	314,746	260,030	64,449
1992	438,666	367,207	141,633
1993	515,874	488,307	286,745
1994	643,020	575,933	371,200
1995	790,806	653,763	403,881
1996	838,239	713,733	407,876
1997	1,025,560	769,720	419,666
1998	996,387	719,678	421,211
1999	1,035,193	726,763	402,403
2000	1,290,828	831,504	380,386
2001	1,392,232	870,369	391,804
2002	1,737,086	1,102,796	424,995
2003	2,113,173	1,419,378	499,329
2004	2,939,476	1,813,228	531,802
2005	3,484,195	1,956,935	622,984
2006	4,126,174	2,139,747	718,489
2007	4,994,039	2,451,042	813,093
2008	5,699,184	2,782,910	1,002,556
2009	5,331,902	2,633,034	1,006,481

出所:『福建統計年鑑』各年版および福建省地方志編纂委員会編
(2000)『福建省志・統計志』方志出版社から作成。